# 「認知症の診断制度に関する専門部会」の検討状況について

#### 1. 神戸市の認知症診断制度について (平成 29 年度の専門部会での合意事項)

○二段階方式の認知症診断制度

第1段階:認知機能検診(医療機関で個別実施)

検査ツール:改訂長谷川式簡易知能評価スケール (HDS-R)

日常生活動作評価:地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート

(DASC-21) を問診票として使用

診断結果票:認知症疑いか否かを診断。

• 第2段階:認知機能精密檢查(保険診療)

必須項目:形態画像検査(頭部 CT あるいは頭部 MRI)、神経心理検査(MMSE 等)、 血液検査、日常生活動作検査(第1段階の DASC-21 をもとに診察中

に評価)

診断結果票:認知症(アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、その他の認知症(病名を記載))、軽度認知障害(MCI)、

認知症でない、に分けて診断。

○第1段階および第2段階の医療機関リスト、各種書類等の作成は神戸市医師会等 と検討

### 2. 事故救済制度に関する認知症の診断方法について(診断制度開始後の運用)

(1) 事故が起こる前に認知症の診断を受けている場合

<給付金制度>

- ①神戸市の診断制度(第2段階の医療機関)で認知症と診断を受けた場合は対象とする。
- ②かかりつけ医の紹介、認知症初期集中支援チームの事例、若年発症のケースで認知症疾患医療センターでの診断を受けた場合は対象とする。
- ③市外の医療機関で認知症と診断を受けた場合は、認知症の専門医(日本認知症学会、日本老年精神医学会の専門医)に限って対象とする。
- <賠償責任保険制度>

給付金制度と同じ(ただし、③の場合は、転入して市民となった者に限る)。

#### (2) 事故が起こる前に認知症の診断を受けていない場合

<給付金制度>

①事故後に認知症疾患医療センター等に依頼して精密検査を受け、認知症と診断された場合は対象とする。

※ただし、認知症の方が死亡された場合は、

- ・事故以前に受診しており、診療録に認知症疑いの病名がある、あるいは、介護保険主治医意見書に認知症に関する病名の記載がある等の場合は、(仮称)事故救済制度に関する給付金判定部会に委ねる。
- ・認知症の可能性がある行動があったものの、事故までに未受診の場合は対象としない。

<賠償責任保険制度>

事故後の診断は対象としない(事前診断・事前登録が必要)

#### (3) その他

- ①神戸市の認知症診断制度開始前に、既に認知症の診断を受けている場合は、疾患名が記載された診断書(統一した診断書の書式を検討中)を提出することで事故救済制度の対象とする(ただし、賠償責任制度は診断制度開始から3年間登録可)。
- ②治る認知症の診断の場合、賠償責任保険への加入することは可能であるが、治療して認知症が治った場合は、申告して脱退手続きをする。
- ③賠償責任保険に加入している市民が市外に転出する場合も、申告して脱退手続きをする。(年1回、職権により役所で確認して通知は行う。)
- ④改正道路交通法における認知機能検査制度とは連携していない。神戸市の認知 症診断制度の結果に関わらず、公安委員会からの診断書提出などの指示には従 うよう周知する。

## 3. 診断制度の運用について

- ○受診の流れと費用(予定) ※議会の議決を持って決定
  - ·第1段階:認知機能検診

検診クーポン券を持参したものが対象。

(75 歳以上郵送。65 歳以上 75 歳未満はチラシ配布し、クーポン申請。)

市民負担:無料(予定)

事業委託単価:6,500円/人 (予定)

• 第2段階:認知機能精密檢查

第1段階の医療機関発行の「精密検査依頼票」を持参した者が対象。 保険診療(健康保険証を持参し、窓口で自己負担分支払をする)。

市民に自己負担金の助成:償還払い(郵送手続)

上限 15,000 円から 50,000 円程度(予定) (年齢および医療費負担割合に応じた上限(予定))

- ○助成金の対象者についても検討した。
- ○診断制度に必要な手引きや各種様式(問診票等)について神戸市医師会と協議中。
- ○利用者の混乱を招かないよう、制度の周知徹底が必要との意見が多数あった。